

子ども「20 ミリシーベルト」基準の即時撤回および 被ばく量の最小化のための措置を求める緊急要請 <第2弾>

私たちは、福島の子ども達を放射能から守るために、日本政府に対し以下を要請します。

1. 4月19日に文科省が示した学校等の校舎・校庭等の「20 ミリシーベルト基準」の即時撤回および現行の1ミリシーベルト基準の維持
2. 子どもの被ばく量を最小化するためのあらゆる措置を政府の責任で実施すること。また、自治体や市民団体、個々の市民自らが被ばく量を低減させるために実施する、除染・自主避難・疎開などの自主的な取り組みが円滑に進むよう、最大限の支援を行うこと
3. 内部被ばくを考慮に入れること
4. 屋外で3.8マイクロシーベルト/時以下になったとしても、モニタリングを継続すること¹

なぜ、「年間20 ミリシーベルト」「屋外で3.8 マイクロシーベルト/時」が問題か

- 3.8マイクロシーベルト/時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」(0.6マイクロシーベルト/時以上)の約6倍に相当する線量である
- 20ミリシーベルト/年はドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当する
- 原発労働などによって白血病を発症した場合の労災認定基準は、5ミリシーベルト×従事年数である²。実際に白血病の労災認定を受けているケースで、20ミリシーベルト/年を下回るケースもある
- 子どもの感受性の強さや内部被ばくを考慮に入れていない
- 本基準により、子どもの被ばく量を低減するための学校・自治体の自主的な取り組みが、実際に阻害されている

5月2日の政府交渉で明らかになったこと

- ・ 原子力安全委員会:「20 ミリシーベルト」は基準として認めていない」「安全委員会の委員全員および決定過程にかかわった専門家の中で、この20ミリシーベルトを安全とした専門家はいなかった」
 - ・ 原子力安全委員会が4月19日に示した「助言」(20ミリシーベルトは「差し支えない」)は、助言要請から2時間で決定されたが、決定過程においては、正式な委員会も開催されず、議事録も作成されなかった。
 - ・ 原子力安全委員会は内部被ばくを重視するべきだと回答しているが、文科省はシミュレーションで内部被ばくは無視できると結論した³。しかしこのシミュレーションの根拠は、示されていない。
- * 5月2日の政府交渉では、61か国からの1,074団体および53,193人の電子署名を提出しました。

第一次とりまとめ:5月23日(月)<その後も、撤回されるまで当面、署名活動を続けます>

お名前	住所	※いただいた個人情報(署名提出にのみ利用し、第三者には提供しません。)

※呼びかけ団体: グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパン、原子力資料情報室、福島老朽原発を考える会、美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会、国際環境 NGO FoE Japan

※連絡先: 国際環境 NGO FoE Japan 〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F (満田、渡辺)
tel: 03-6907-7217 fax: 03-6907-7219 オンライン署名はこちら: <http://e-shift.org>

¹ 福島市防災情報サービス「屋外活動制限対象小学校等の環境放射線測定結果」および平成23年5月1日付「福島県環境放射線再モニタリング調査結果について」によれば、2度連続して基準を下回った学校等では計測が中止されている。これは、「3.8マイクロシーベルトを下回ればよいということではなく、モニタリングにより、状況を把握していく」とした5月2日文科省・原子力安全委員会の答弁と完全に矛盾する。

² 労働省労働基準局(基発810号)「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」。被ばく量の「相当量」について、解説の第2の5番で、白血病の場合は0.5レム(=5ミリシーベルト)×従事した年数としている。

³ 両者とも食物による被ばくは考慮していない。